

「平時」と「緊急時」の生活困難への対応

- (休業要請などに対する)「所得補填」と
(最低限の生活を守る)「所得保障」の混乱
 - 「所得保障」は、憲法25条「健康で文化的な最低限の生活」の保障
 - 子どもの「機会の保障」－「子供の貧困対策の推進に係わる法」
- (所得保障の対象とすべき)生活困難は「平時」にも起こっている
- 「緊急時」に、特別措置として対処することの弊害
 - Reactionary な 対応
 - 一時的なものに留まる
 - 切れ味が悪く、非効率な対応となる
 - 「平時」の生活困難に対して便益がない(財政逼迫により逆に厳しくなる可能性もある)

「生活保障」の再構築についての私見

- これからの方向性

心のよりどころとなるセーフティネット

- 緊急時に対応できる「**平時**」のセーフティネットの強化
 - 生活保護制度の運用の改善
 - 自動車保有など「条件」の緩和と窓口対応の改善
 - 生活保護を受けることが「恥」ではいけない
 - 福祉貸付制度など既存の政策の普及
 - 政府の信頼の回復
 - 政府が「本当」に保障してくれるのは何なのか
- 脆弱層の減少
- 生活保護制度の外という意味では、**住宅支援**を考えなくてはいけない時期に来ている(特に、高齢女性など)。

【多数の自治体による子どもの生活実態調査における生活困難の定義】

低収入

等価世帯所得（(収入＋社会保障給付金)÷√世帯人数）が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準未満。

低所得基準：

$$\begin{aligned} & \text{所得中央値：427万円} \div \\ & \sqrt{\text{平均世帯人数}} \times 50\% \\ & = 135.3\text{万円} \end{aligned}$$

「国民生活基礎調査」の所得には、稼働所得、公的年金・恩給、財産所得、社会保障給付金、仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得が含まれる。税金・社会保険料などを含む。

子供の所有物・体験の欠如

以下の15項目のうち、経済的な理由で剥奪されている項目が3つ以上。

1. 海水浴に行く
2. 博物館・科学館・美術館などに行く
3. キャンプやバーベキューに行く
4. スポーツ観戦や劇場に行く
5. 遊園地やテーマパークに行く(*)
6. 毎月おこづかいを渡す
7. 毎年新しい洋服・靴を買う
8. 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わず
9. 学習塾に通わせる
10. お誕生日のお祝いをする
11. 1年に1回程度家族旅行に行く
12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉
13. 子どもの年齢に合った本
14. 子ども用のスポーツ用品
15. 子どもが自宅で宿題をすることができる場所

家計の逼迫

以下の7項目のうち、経済的な理由で剥奪されている項目が1つ以上。

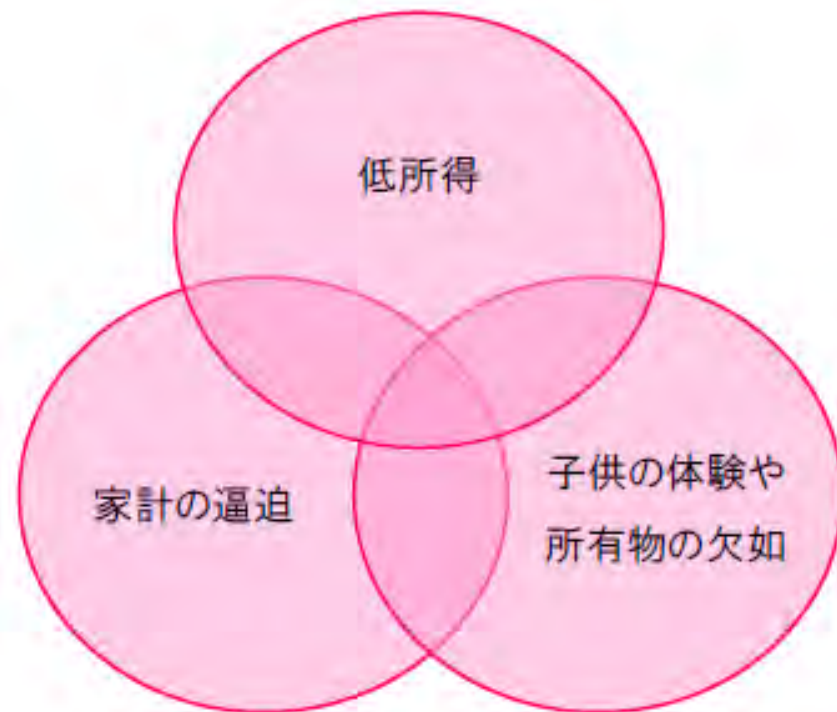
1. 電話
2. 電気
3. ガス
4. 水道
5. 家賃
6. 家族が必要な食料が買えなかった
7. 家族が必要な衣服が買えなかった

(*)16-17歳は、親と一緒に遊園地やテーマパークに行くことが少ないと考えられるため、「友人と遊びに行くお金」を代替。

所得と物質的剥奪の複合指標

◆生活困難層(困窮層・周辺層)、一般層

生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



コロナ禍の子どもへの影響への対処について

- 休校などの措置による子どもへの影響は、社会経済階層の底辺層により顕著に表れている
 - この影響は、学力だけではない
 - 心理的・体力などの面においても
- 今後、経済が低迷する中で、コロナ禍の経済的影響のしわ寄せも底辺層の子どもたちに現れる

⇒子どもの貧困対策の一層の強化が必要

- 2019年までの子どもの貧困対策は正しい方向にあった。
- しかし、子どもの生活の保障については手薄。
 - 「平時」における子どもの生活保障 ——> 子ども食堂に頼るな
学校給食の100%普及
 - 教育においては、35人学級の導入は大きい。これの早期達成と、スクールソーシャルワーカーの拡大(幼保にも拡大すべき)。
 - 電気・ガス・NHKなどの公共料金の低所得者への配慮

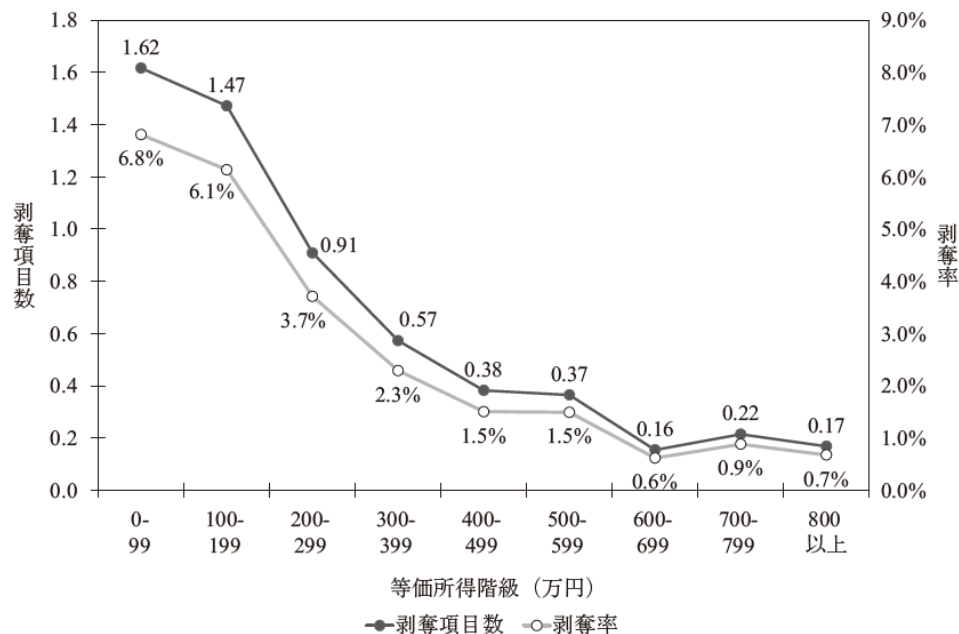
剥奪指標の状況

物質的剥奪指標(material deprivation index)

物質的剥奪と所得の関連

表4 項目別の剥奪者率・普及率

項目名	剥奪者率	普及率
食料	11.5%	88.5%
1日おきに、肉、魚、またはそれに相当するものが食べられる	1.5%	98.5%
衣服	12.9%	87.1%
医療機関受診	0.7%	99.3%
必要な時に医者にかかること	2.0%	98.0%
必要な時に歯医者にかかること	2.7%	97.2%
風邪薬・鎮痛剤・塗り薬などの市販薬が買える	1.6%	98.4%
バスや電車の料金	0.9%	99.1%
自動車	2.6%	97.1%
洗濯機	0.2%	99.9%
カラーテレビ	0.2%	99.9%
電話	0.2%	99.8%
家族人数分のベッドまたは布団	0.4%	99.6%
火災報知器	3.1%	96.1%
部屋の温度調節	3.6%	96.2%
家賃等の支払い	7.3%	92.7%
就職・仕事用のスーツ	1.6%	96.8%
親戚の冠婚葬祭への出席	2.9%	97.0%
年に一度の旅行	25.0%	72.1%
家族のためでなく、自分のために使えるお金	12.1%	87.2%
予期せぬ支出への対応	14.1%	85.3%
生命保険等	6.7%	92.7%



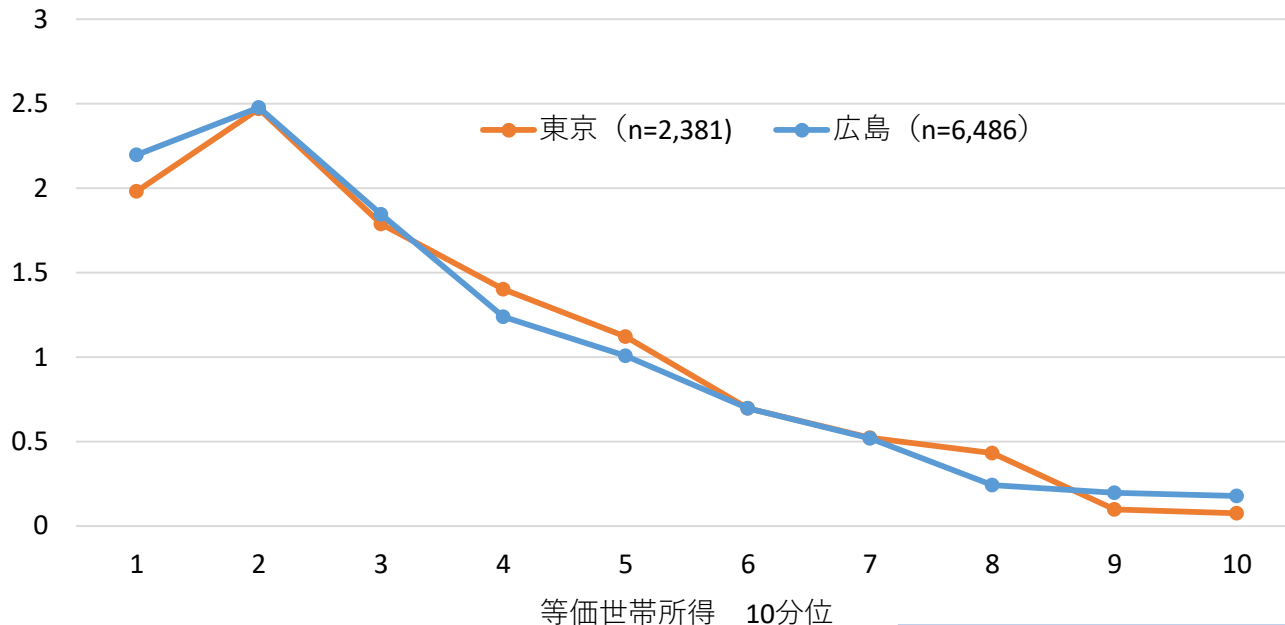
- 重回帰分析の結果、等価世帯所得がゼロに近づくにつれて剥奪状況は指数関数的に上昇する。
- 所得水準の違いを統御した上でも、子どものいない世帯よりも子どものいる世帯、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が剥奪率が高い。

出所：国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」(2017年)を用いて筆者ら集計。

出所：大津・渡辺 (2019)

子どもの剥奪指標と所得の関連

子どもの剥奪指標：所得階級別（東京+広島 中2）



子どもの剥奪指標（15項目）

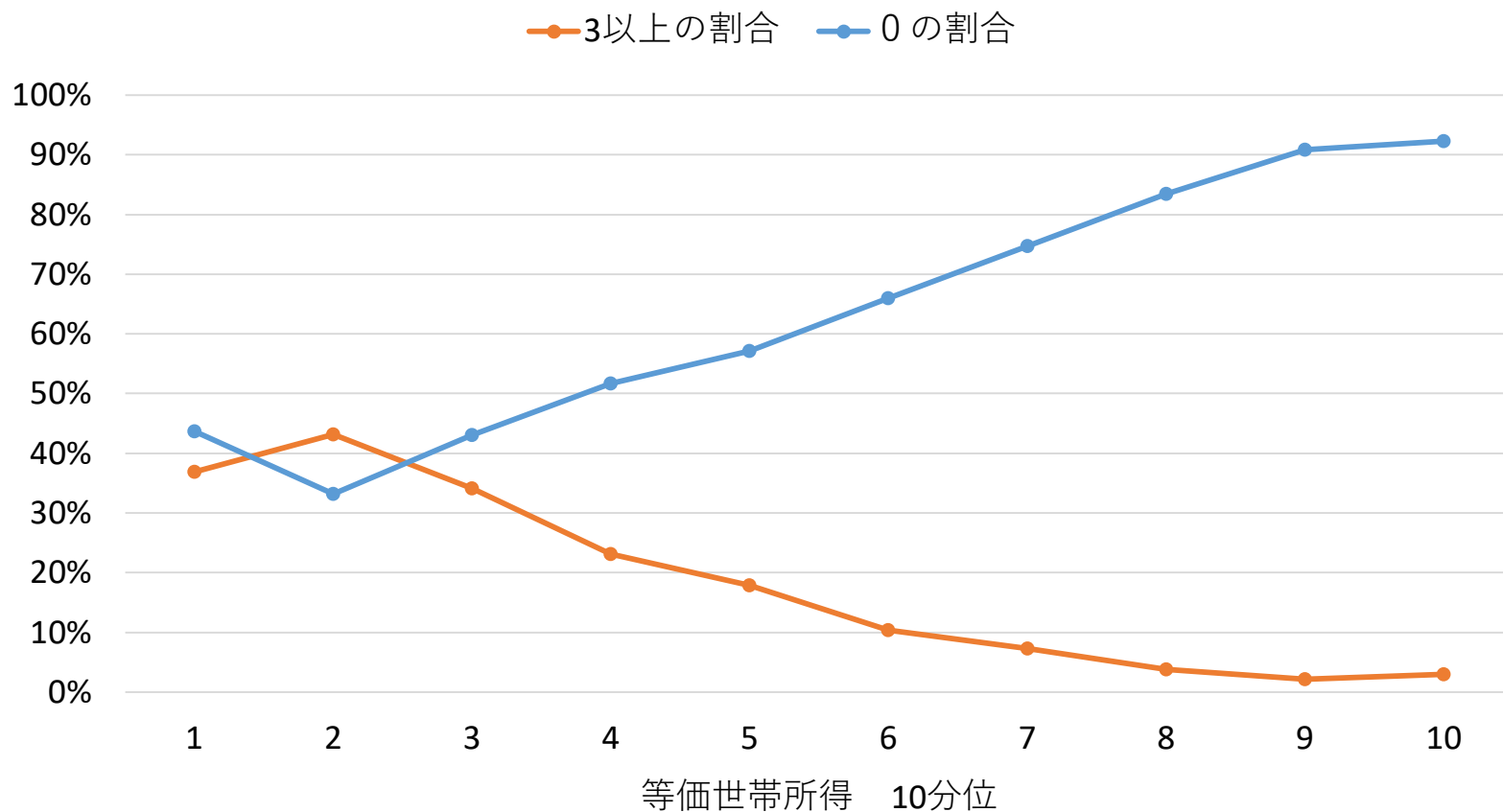
1. 海水浴に行く
2. 博物館・科学館・美術館などに行く
3. キャンプやバーベキューに行く
4. スポーツ観戦や劇場に行く
5. 遊園地やテーマパークに行く（*）
6. 毎月おこづかいを渡す
7. 毎年新しい洋服・靴を買う
8. 習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わず
9. 学習塾に通わせる
10. お誕生日のお祝いをする
11. 1年に1回程度家族旅行に行く
12. クリスマスのプレゼントや正月のお年玉
13. 子どもの年齢に合った本
14. 子ども用のスポーツ用品
15. 子どもが自宅で宿題をすることができる場所

等価世帯所得 10分位(万円)	等価世帯所得 10分位(万円)		
	平均	最小	最大
1	49	0	120
2	151	120	178
3	204	179	228
4	247	228	267
5	288	267	309
6	330	310	341
7	373	342	385
8	416	386	431
9	462	431	478
10	511	480	689

出所：東京都「子供の生活実態調査」2016年、
広島県「子供の生活実態調査」2017年から阿部計算。

子どもの剥奪指標：東京＋広島合体（中2）

子どもの剥奪指標：所得階級別（東京＋広島 中2）



出所：東京都「子供の生活実態調査」2016年、
広島県「子供の生活実態調査」2017年から阿部計算。

【参考】 剥奪指標の国際比較：OECD主要国

欧州連合で用いられている物質的剥奪指標の項目
(以下が欠如またはできない状況)

家賃、電気・ガス、消費ローンなどの支払い

1週間の旅行

二日おきに肉魚等

急な出費への対応

十分な暖房費

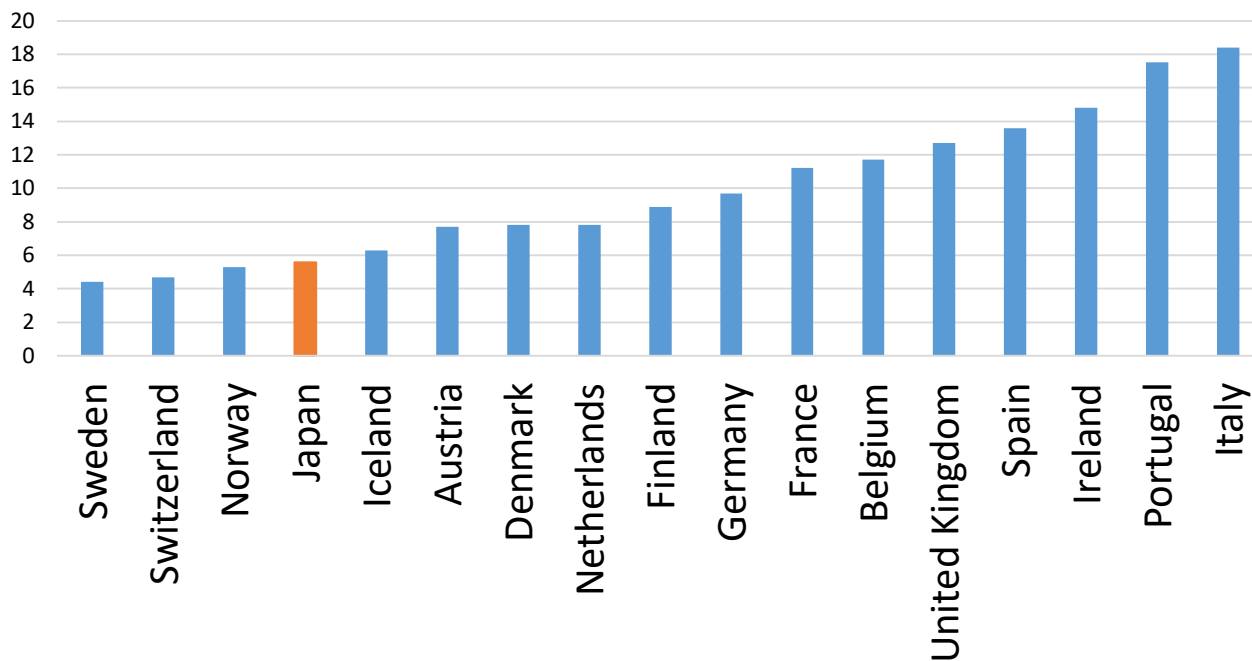
電話

カラーテレビ

洗濯機

自家用車

勤労世代（18-64歳）剥奪項目数 ≥ 3 の割合（％）



出所：日本は国立社会保障・人口問題研究所「生活と支えあいに関する調査」から阿部計算。他国はEU。

貧困指標について

1. 【頻度】現在、厚労省「国民生活基礎調査」による貧困率の公表は3年に1回、数年のラグ(次回の2021年の貧困率は2022年調査で調査し、2023年に公表)->頻度を上げるためには国民生活基礎調査の小調査年でも推計可能か検討すべき。または、大規模年の頻度を上げる。
2. 【都道府県・自治体別】国の抽出調査では自治体別の貧困率が算出不可。一方、自治体が行う社会調査では所得を正確に把握できない。
3. 【剥奪指標】所得のみによる貧困の把握は不正確な部分もあり、EUのような剥奪指標を組み合わせた方法も導入すべき(例:自治体の子どもの生活実態調査)。各自治体でも調査が可能。
 - 子どもの貧困対策に関する大綱に含まれる「子供の貧困指標」には、一部、はく奪指標に使うことができる項目が含まれている。
 - 国立社会保障・人口問題研究所「生活と支えあい調査」は5年に1度、はく奪項目を調べている
4. 【他の方法】自治体における一番正確な方法は、地方税と社会保障給付のデータの突合による計算→現在、法律により禁じられており、データがあるのにできない。